

子育ての費用と児童手当のあり方

わが国では、希望するだけ子どもを生めない理由として、世論調査でいつも「お金がかかるから」という経済的理由が最上位にあがる。貧困率の調査でも、有子世帯の貧困率の高さが問題になっており、OECD加盟国のなかでも上位になっている。こうして、今では子どもの貧困問題は放置できない問題になってきた。

経済的支援の柱になるのは児童手当であるが、他の先進国に比べてかなり見劣りする。ヨーロッパ主要国は、福祉国家の建設過程の早い段階から、児童手当を年金、医療に並ぶ社会保障制度の柱においていた。一方、わが国の児童手当の創設は大きく遅れて1972年であった。消極論が強いなかで「小さく生んで大きく育てる」を合言葉にして、所得制限付きで支給対象を第3子以降の小学生に限定して発足したが、その後も第1子までの拡大にとどまっていた。なんとか児童手当らしい姿を整えたのは、民主党政権になってからである。2010年に「子ども手当」への切替えにより、対象を中学生にまで拡大し、手当額を引き上げ、所得制限を廃止した。しかし、それも束の間に終わった。親の養育責任にこだわる自民党の強い要求により、所得制限付きの児童手当に戻った。上位所得層に残されていた月額5,000円の特例給付も今年10月には廃止される。

社会保障制度改革国民会議の報告書（2013年）は、全世代型社会保障に向けた改革の基本指針になっている。そこでは、子育て支援について、親子、家族のためだけでなく、社会保障の持続可能性（担い手の確保）や経済成長にも資する、「未来への投資」として位置づけている。社会的価値を有する準公共財としての「社会の子」ということになる。そうであれば、「社会の子」を預かる親に対しては、所得階層や働き方などの属性に関係なく、社会的価値に相当する養育費用を支援すべきだろう。

児童手当は子どもを持つことによる家計の出費増に対応する。現在の児童手当の月額額は、1万円～1万5,000円である。一方、生活保護（生活扶助）の1人当たりの個人別費用は月額約4万円だから、せめてその半額の2万円程度までには引き上げたい。賃金と世帯ニーズのギャップが大きくなる多子世帯に、より手厚くするという考え方もあろう。ちなみに、内閣府の「インターネットによる子育て費用に関する調査」（2010年）によれば、第1子の年間子育て費用は、未就学児84万円、保育所・幼稚園児122万円、小学生115万円、中学生156万円である。12年前の調査ではあるが、賃金水準はほとんど変化していないから、現在でも参考になるデータであろう。2万円に引き上げるにしても、子育て費用の実態からすれば控え目な額である。

さらに、高校までの就学が一般化した今では、対象も高校修了までに拡大すべきだ。そのうえで、義務教育段階での就学支援費や高校・大学生の奨学金の充実を図るなど、個別的な対応をする。そのほか、出産育児一時金の見直しも課題になる。以上は、子育ての直接費用である。さらに、間接費用としての機会費用がある。出産を機に退職した場合や、再就職が非正規であった場合などの収入低下という逸失利益である。この機会費用はときには直接費用をはるかに上回る。仕事と子育ての両立支援の重要性を物語る。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

